

出席停止の措置

学校においては、教育活動を円滑にすすめるために、児童生徒の健康の保持増進を目的として、広範囲な予防活動の中で、児童生徒一人ひとりの健康が保持されている。

しかし、学校は集団生活の場であるため、ひとたび感染症が発生すると、たちまち蔓延してしまう。従って、感染症の予防については、徹底した対策が必要である。

1 出席停止の措置 ～ 学校保健安全法 第四節 感染症の予防（出席停止）第19条 ～

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

2 感染症の種類及び出席停止の期間 ～ 学校保健安全法施行規則 第三章 感染症の予防（感染症の種類）第18条・（出席停止の期間の基準）第19条 ～

学校において予防すべき感染症として次ページのように分類され、学校における感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められている。

※ 平成24年4月・平成27に一部改正

感染症の予防方法について

髄膜炎菌性髄膜炎を、学校において予防すべき感染症のうち第二種感染症（飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症）に追加し、その出席停止の期間の基準を「病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで」とするとともに、インフルエンザ等の出席停止の期間の基準を次のとおり改めた。

①インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザは除く）

旧 解熱した後2日を経過するまで



新 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

②百日咳

旧 特有な咳が消失するまで



新 特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

③流行性耳下腺炎

旧 耳下腺の腫脹が消失するまで



新 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

分類	感染症の種類		出席停止期間 の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第2号イにおいて同じ。）		治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 （幼児にあっては3日）を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
その他の感染症	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要	
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、 治癒期間は全身状態が改善すれば登校可	
	伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能	
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、 治癒期間は全身状態が改善すれば登校可	
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
	流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
	アタマジラミ	出席可能	タオル、櫛、ブラシの共用は避ける
	伝染性軟属腫（水いぼ）		多発発しん者はビート板の共用は避ける
	伝染性膿痂しん（とびひ）		プール、入浴は避ける